記

一、経過

(1) 労働者側

A. 本月十七日より本所區太平町一ノ一三一ニ一カ所借り受ケ爭議本部ヲ移轉セリ

B. 爭議團ハ最近三工由三藤信芳郎ノ指導ノ下ニ約三十一名集合シツヽアリ最近然保ニ窮シ本月廿三日頃より三人一組ノ行商隊ヲ編成シ別紙(一)ノ如キビラヲ配布シツヽ後附近ニ青物ノ行商ヲ爲シツヽアリ

(2) 事業主側

引續キ大工八十餘名ヲ使用シ工事ノ促進ヲ圖リツヽアリ

(3) 交渉狀況

A. 本月十六日午後六時四十分より工事場ニ於テ

労働者側 加藤榮 清水愛吉 外四名

事業主側 篠原工事部員 北野下請負人 外二名

ト會見シ

加藤より「本日ノ交渉ノ責任者ハ何人ナリヤ」ト質シ篠原ハ「諸君より會見シ度メン故會見シタルナリ解決上ノ責任ナシ」ト答ヘ

數回押問答ノ末

労働者側ト北野ト解雇手當額ニ付折衝シタルカ北野ハ當初主張シタル二百円ニ多少ノ増額ヲ爲ス旨ヲ述ヘ労働者側ハ二千八百円ヲ主張シ

篠原工事部員ハ「戸田組トシテハ爭議ニ關スル責任ナキノミナラス土木建築業組合ノ問題トナリ全組合トシテ何等カノ手段ヲ執ル事ト爲リ居ル爲メ組トシテハ解決ノ方法ヲ執ルコト不能」ト述ヘ何等纏ル處ナク午後八時二十分會見ヲ了リタリ

B. 本月廿四日午後七時十分より工事場ニ於テ